

2月定例 Web 会議（2月14日）議事録

1. 12月の事故報告について 付紙
 2. 安全教育動画について意見交換 同上

(意見聴取)

- ・教育動画は SDA ホームページからパスワード使用で視聴のため、操作が煩雑である。社員に軽易に視聴してもらうためにスマホから直接視聴できることが望ましい。
- ・デリバリー用バイクにはドライブレコーダーは搭載していないので動画作成のための画像は提示できない。(2社)

3. 7年度社会貢献活動に向けての意見交換 同上

(意見聴取)

- ・警視庁の高齢者運転免許自主返納支援活動は SDA 窓口で一本化されているが、各県(各県ごとに担当窓口が異なっている)も SDA 窓口一本化での対応が望ましい。

4. 連絡調整事項 同上

(意見聴取)

- ・年度末等の実技講習参加について、各社の状況にもよるが一般的に3月は卒業等でアルバイトをやめる時期、一方4月からは入学等でアルバイトに入る時期だが学校等が落ち着くのは5月以降である。3月、4月は講習参加は難しいのではないか。

5. 三塚顧問指導事項

飲酒運転の取締り件数が増えている。飲酒については注意が必要。

令和8年から自転車の青切符制度が始まる予定。

一例をあげると自転車で歩道を走れるのは普通自転車のみである。

歩道を通行する際、歩行者がいる場合は徐行に移れる速度(8~10km/h)で走行のこと。

※普通自転車とは次に満たすに二輪車・三輪車の自転車で他の車両をけん引してないもの(法63条の3、規則9条の2)

- ・長さ190cm 以内
- ・幅 60cm 以内
- ・側車を付していない。
- ・運転席以外の乗車装置がない(幼児用座席を除く)。
- ・制動装置が走行中容易に操作できる位置にある。
- ・歩行者に危害を及ぼす恐れがある鋭利な突起物がない。

当然、ペダル付原付、特定小型原動機付自転車(最高速度20km/h以下電動キックボード等)は歩道走行できません。なお、特例特定小型原動機付自転車(最高速度6km/h以下電動キックボード等)は「普通自転車等及び歩行者等専用」の標識がある場合のみ、歩行者の通行を妨げないように通行できます。

以上